

実務のてびき

日生協企業年金基金

〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷4-1-9南部ビル1階

TEL 03-3497-0881 FAX 03-3497-0882

URL <https://www.nisseikyokikin.jp/>

E-mail coopkikin@work.odn.ne.jp

【はじめに】

この度、「実務のてびき」を改訂いたしましたので、ご活用をお願い申し上げます。

基金では、長期にわたる加入者ごとの記録（以下「加入者記録」）に基づいて給付を行っております。このため、加入者記録を適正に管理することが大変重要となります。

加入者記録を適正に管理するためには、基金で事業所よりご提出いただいた届書を正確に処理し、最新の情報となるように保全・管理していくことが必要となり、届書をご作成・ご提出いただく事務のご担当者の皆様のご協力が不可欠となります。

この「実務のてびき」をお読みいただき、基金の事務手続きをご理解のうえ、役職員の方への説明や届書等の作成・提出などの対応につきまして、ご協力を賜りますようお願いいたします。

また、基金の制度概要についても説明しておりますので、併せてご確認ください。

◎「第1制度」と「第2制度」とは

「日生協企業年金基金」は、確定給付企業年金法に基づいた『企業年金』を運営しており、「第1制度」と「第2制度」の2つの制度があります。

・「第1制度」

2005年4月1日に、「日生協厚生年金基金」から「日生協企業年金基金」へ移行しました。この移行した制度が「第1制度」で、基金の全加入事業所が実施しています。厚生年金基金で行っていた国の厚生年金部分の代行を返上し、上乘せ部分を引き継ぎ、実施しています。

・「第2制度」

2012年3月末日に廃止された税制適格退職年金制度及び各事業所の退職金制度などの受け皿として、2010年12月1日に新設した制度です。

基金の加入事業所のうち、任意の事業所が実施しています。

2022年4月

日生協企業年金基金